

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	身体障害者手帳に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

かすみがうら市は、身体障害者手帳に関する事務に関する業務における特定個人情報のファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

かすみがうら市長

## 公表日

令和6年9月26日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳に関する事務
②事務の概要	<p>身体障害者福祉法等の規定に基づき、以下の事務に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①申請書や届出書の確認</li><li>②進達事務</li><li>③手帳情報確認</li><li>④認定に必要な各種情報の照会</li><li>⑤手帳の移管業務に必要な各種情報の照会</li></ul> <p>・情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会を行う。 ・情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の提供を行う。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"><li>・身体障害者福祉システム</li><li>・SWAN(宛名)システム</li><li>・統合宛名システム</li><li>・中間サーバー</li></ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
<ul style="list-style-type: none"><li>・身体障害者手帳情報ファイル</li><li>・宛名情報ファイル</li></ul>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第9条第1項、別表20の項</li><li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第11条</li></ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>■情報照会 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号) 第2条の表37の項</p> <p>■情報提供 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号) 第2条の表11、15、20、42、49、53、76、77、144、155の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 社会福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部 社会福祉課



## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年8月29日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年8月29日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[ 基礎項目評価書 ]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月6日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年8月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和3年8月6日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年8月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和3年8月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二 第20項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)第14条</p> <p>■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二 第8、11、16、26、28、31、54、56、108、116項 並びに内閣府・総務省令第七号 第7条、第10条、第12条、第19条、第21条、第22条、第28条、第30条、第55条、第59条の2</p>	<p>■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二 第20項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)第14条</p> <p>■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二 第8、11、16、26、28、31、54、56、108、116項 並びに内閣府・総務省令第七号 第7条、第10条、第12条、第19条、第21条、第22条、第28条、第30条、第55条、第59条の2</p>	事前	法令改正による変更
令和5年1月12日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年8月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和5年1月12日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年8月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和6年8月29日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一 第11項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第11条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第9条第1項、別表20の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第11条</li> </ul>	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和6年8月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二 第20項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)第14条</p> <p>■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二 第8、11、16、26、28、31、54、56、108、116項 並びに内閣府・総務省令第七号 第7条、第10条、第12条、第19条、第21条、第22条、第28条、第30条、第55条、第59条の2</p>	<p>■情報照会 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表37の項</p> <p>■情報提供 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表11、15、20、42、49、53、76、77、144、155の項</p>	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和6年8月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	令和6年8月29日 時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和6年8月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	令和6年8月29日 時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和6年8月29日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	自己点検、内部監査	自己点検	事後	特定個人情報保護評価の再実施